

国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び
引揚死没者慰霊碑墓地管理規則第4条に係る
禁止行為の取扱いについて（伺定）

平成23年8月1日伺定

国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑墓地管理規則（以下「管理規則」という。）第4条各号には国民公園内における具体的な禁止行為が掲げられているが、その取扱いは説明を要するものが多い。また、同条第12号には「前号各号に掲げる行為のほか、係員が国民公園又は墓苑内の行為として適当でないと認めて制止する行為」として特定の行為は規定されていない。

そこで、禁止行為の未然防止及び禁止行為に対する適切な指導を行うことを目的として、管理規則第4条第1号から第11号各号の取扱いの詳細を定めるとともに、同条第12号による禁止行為の中で、あらかじめ想定される禁止行為を具体的に掲げて、その取扱いを定めるものである。

1. 管理規則各号の禁止行為に該当する具体的事例は以下の通り。

(1) 管理規則第4条第1号（植物を採取し、又は損傷すること）

- ① 管理事務所職員及び管理事務所より受託し又は請け負った者（以下「管理事務所関係者」という。）が、生息状況調査を行う場合を除く。
- ② 管理事務所関係者以外の者が学術的研究・調査のため行う行為として、管理事務所長が必要と認めた場合を除く。
- ③ 薬剤散布等植物の育成に影響を及ぼす行為を含む。ただし、管理事務所関係者が行う行為は除く。
- ④ 自然に落葉、落枝、落花、落実したものは除く。

(2) 管理規則第4条第2号（鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること）

- ① 管理事務所関係者が生息状況調査及び外来魚駆除業務を行う場合を除く。
- ② 管理事務所関係者以外の者が学術的研究・調査のため行う行為として、管理事務所長が必要と認めた場合を除く。
- ③ 薬剤の散布等鳥獣魚類の育成に影響を及ぼす行為を含む。ただし、管理事務所関係者が行う行為は除く。
- ④ 昆虫類の採取は該当しない。

(3) 管理規則第4条第3号（工作物を汚損すること）

- ① 工作物とは国有財産法施行細則第5条に区分された工作物ではなく、

同条に区分された建物、機械器具、船舶も含む、人為的に作られ又は設置されたものをいう。

② 窃盗、照明の無断点灯・消灯も汚損に該当する。

(4) 管理規則第4条第4号(立入禁止区域内に立ち入ること)

① 進入制止柵の設置された立入禁止区域

ア 内堀通り以西の皇居前広場芝生地

イ 各濠、濠堤塘及び石垣

ウ 桜田門渡り櫓及びそれに通じる石段

エ 竹橋付近飛び地

② 進入制止柵未設置の立入禁止区域

ア 夜間の内堀通り以東の芝生地内

イ 管理事務所の管理エリア

ウ 池

エ 噴水施設内水場

(5) 管理規則第4条第5号(指定場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又はけい留すること)

① 車馬とは自動車、自動二輪車、自転車、その他の乗り物を含む。

② けい留とは駐停車を含む。

③ 救急車等の緊急車両は除外する。

④ 指定場所とは次のとおり。なお、指定場所への駐停車は別途詳細を定める。

(皇居外苑地区)

ア 皇居外苑利用者駐車バスは楠公駐車スペース及び桔梗門前

イ 管理事務所又は国民公園協会への来訪者車両は、管理事務所前

ウ 自転車は皇居前砂利広場、和田倉噴水公園内、芝生内舗装苑路以外

(北の丸地区)

ア 自動車は駐車場及び車道。ただし駐停車禁止エリアの駐停車は除く。

イ 自動二輪車は車道。ただし駐停車禁止エリアの駐停車は除く。

ウ 自転車は園路及び車道。

(6) 管理規則第5条第6号(公共便所以外の場所において大小便をし、又はこれをさせること)

特になし。

(7) 管理規則第4条第7号(池又はほりで遊泳させること)

特になし。

(8) 管理規則第4条第8号(指定以外の場所にごみその他の汚物又は廃物を

捨て、又は放置すること)

- ① 当所ではごみ箱は未設置であるので、指定場所は存在しない。
- ② 苑内に放置された荷物（明らかに忘れ物、落とし物とは異なるもの）は、持ち主を特定するためのはり紙を貼り、1日経過した後はごみとして扱う。

(9) 管理規則第4条第9号（たき火をすること）

- ① キャンプ用のコンロ、同ストーブ、喫煙場所以外でのライター及びマッチの使用等通常火気を必要としない場所での火気使用も該当する。

(10) 管理規則第4号第10号（広告物又はこれに類するものを掲示し、又は設置すること）

- ① 広告物とは屋外広告物法に規定する「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」をいう。また、「これらに類するもの」とは、通常の広告物とは異なり個人の主張、中傷等を訴えることを目的とした掲示物（のぼり、旗、看板、ポスター等）で、社会的、政治的、宗教的目的を持つものをいう。

- ② 記念碑、解説版等の設置は原則認められないが、管理者が必要と認め、管理者自らが設置する場合は認められる。なお、銅像等記念碑の設置については、昭和53年11月1日環境庁長官決裁内規により取扱いが決められている。また、国民公園となる以前より設置されているものは、当初より国民公園の施設として認められているものであり、この範疇に入らない。

(11) 管理規則第4条第11号（寄附金を募集すること）

- ① 限定的な寄附に止まず、お金を集める、又は集めようとする行為をいう。さらに手段は問わない。
- ② 管理規則により物販の許可を得た行為の中で、その収益の一部を寄附する行為は当該規定には該当しない。

(12) 管理規則第4条第12号（前各号に掲げる行為のほか、職員が国民内の行為として適当でないとする行為）

- ① 一般の利用者に迷惑を及ぼす行為
 - ア 皇居又は皇居外苑に関係のない撮影行為
 - イ 一般の利用者に迷惑を及ぼす撮影行為（詳細は別途定める）
 - ウ 指定場所以外での喫煙行為
 - エ 楽器演奏、ラジオ、拡声器等での大音量騒音発生行為
 - オ 球技、ローラースケート等器具を使用したスポーツ

- カ 洗車、洗濯物干し
- キ ベンチ、芝生上等同一箇所の長時間占拠。長時間の占拠とは概ね3時間程度の継続した行為をいう。
- ク 管理規則第2条第1号に規定する許可を受けた以外の商行為
- ② 公序良俗に反する行為
 - ア ヌード、水着等公序良俗に反すると思われる服装を着用しての撮影行為
 - イ 土地、建物内外、工作物に設置された備品類の汚損
- ③ 美観・静穏を損なう行為
 - ア 皇居前砂利広場でのマラソン等のランニング
 - イ 水質悪化及び苑内美観を損ねる鳥獣魚類への餌やり
- ④ 公告・宣伝又はこれに類することを目的として行う行為
 - ア 特定の者の広告・宣伝を目的とした撮影行為
 - イ 特定の者の広告・宣伝を目的とした印刷物等の配布
- ⑤ 防災・防犯・安全上適切でない行為
 - ア 寝泊まり
 - イ 木登り
 - ウ 苑内で徐行しないで自動車、軽車両を運転すること。
- ⑥ 環境保全上（生態系保全含む。）適切でない行為
 - ア 苑内に動物を放すこと
 - イ 池又は濠以外の場所に鳥類又は魚類を放すこと
 - ウ 植物を勝手に植える、又は種を撒くこと
 - エ 業を目的とした昆虫採集
 - オ 駐車時の不要なアイドリング

2. 禁止行為を確認した場合の措置

- (1) 禁止行為か否かの判断を要しない場合は、巡視が速やかに指導する。
- (2) 禁止行為か否かの判断を要する場合は、巡視より管理事務所庶務科に判断を求める。
- (3) 巡視の指導に従わない又は納得しない場合は、複数の巡視により対応し、それでも解決しない場合は、管理事務所庶務科に連絡する。
- (4) 長時間占拠の退去指導にあたっては、複数の巡視により対応する。